

## 証券取引法等の一部を改正する法律

(平成一六年六月九日法律第九七号)

### 一、提案理由(平成一六年四月二三日・衆議院財務金融委員会)

竹中国務大臣 ただいま議題となりました証券取引法等の一部を改正する法律案及び株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

まず、証券取引法等の一部を改正する法律案につきまして御説明申し上げます。

政府は、内外の経済金融情勢の変化に対応し、市場監視機能の強化及び有価証券の販売経路の拡充を行うなど、市場機能を中核とする金融システムを改善強化するため、本法律案を提出した次第であります。

以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、多様な投資家の幅広い市場参加を促進するため、銀行等の金融機関が株式等の売買の証券会社への仲介業務を営むことができるよう、所要の措置を講ずることとしております。

第二に、市場監視機能・体制を強化するため、証券取引における不公正取引や発行開示違反の抑止を目的として課徴金制度を導入するほか、証券取引等監視委員会の検査範囲の拡大等の措置を講ずることとしております。

第三に、目論見書の交付を受けないことについて同意した一定の者については、目論見書を交付しないことができることとする等、ディスクロージャー制度の合理化を図ることとしております。

第四に、組合型ファンドへ投資家保護範囲を拡大するため、投資事業有限責任組合契約に基づく権利等を有価証券とみなして、証券取引法の規定を適用することとしております。

第五に、効率的で競争力のある市場を構築するため、証券会社による顧客の注文の執行に当たり、最良執行義務を導入することとしております。

……………(略)……………

以上が、証券取引法等の一部を改正する法律案及び株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律案の提案理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願いを申し上げます。

### 二、衆議院財務金融委員長報告(平成一六年五月一四日)

田野瀬良太郎君 ただいま議題となりました両案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

初めに、証券取引法等の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、内外の経済金融情勢の変化に対応し、市場機能を中核とする金融システムを改善強化しようとするものであり、以下、その概要を申し上げます。

第一に、銀行等の金融機関が株式等の売買の証券会社への仲介業務を営むことができるよう、所要の措置を講ずることにいたしております。

第二に、証券取引における不公正取引や発行開示違反の抑止を目的として課徴金制度を導入するほか、証券取引等監視委員会の検査範囲の拡大等の措置を講ずることにしております。

第三に、目論見書の交付を受けないことについて同意した一定の者については、目論見書を交付しないことができることとする等、ディスクロージャー制度の合理化を図ることにいたしております。

第四に、投資事業有限責任組合契約に基づく権利等を有価証券とみなして、証券取引法の規定を適用することにいたしております。

第五に、証券会社による顧客の注文の執行に当たり、最良執行義務を導入することにいたしております。

……………（略）……………

両案は、去る四月五日当委員会に付託され、二十三日竹中国務大臣から提案理由の説明を聴取した後、二十七日より質疑に入り、五月十一日質疑を終局いたしました。次いで、討論を行い、順次採決いたしましたところ、両案はいずれも多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、証券取引法等の一部を改正する法律案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一六年五月一日）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

- 一 銀行等による証券仲介業務の解禁にあたっては、投資家保護を図るため、利益相反や銀行の優越的地位の濫用等の弊害防止措置を十分に講ずるとともに、機能別・横断的な考え方に立った投資家保護法制の整備について引き続き検討すること。
- 一 投資家保護法制の整備に向けた検討に併せて、金融・資本市場における健全な取引を確保する観点から、米国の証券取引委員会（SEC）を含む諸外国の事例等も参考に、引き続き市場監視機能等の強化について検討すること。

三、参議院財政金融委員長報告（平成一六年六月二日）

円より子君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、証券取引法等の一部を改正する法律案は、市場機能を中核とする金融システムを改善、強化するため、課徴金制度の導入、証券取引等監視委員会の検査範囲の拡大、銀行等による証券仲介業務の解禁等の措置を講じようとするものであります。

……………（略）……………

委員会におきましては、両法律案を一括して議題とし、銀行等の証券仲介業務に伴う

弊害の防止策、課徴金制度の導入の意義、株式等をペーパーレス化することによる効果と影響等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終了し、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して大門実紀史委員より両法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終了し、順次採決の結果、両法律案はいずれも多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。

附帯決議（平成一六年六月一日）

（株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平一六法八八）の附帯決議と一括して掲載）